

広報あつぎ

広報あつぎ 特別号

平成28年(2016年)1月15日

編集・発行／厚木市政策部広報戦略課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL.046-223-1511(代) FAX.046-223-9951
www.city.atsugi.kanagawa.jp

抜き取って
お読みください

—特集—

税の申告

目次

- 2面…市民税・県民税の変更点／納付方法
- 3面…所得税の確定申告／申告書作成会と無料相談
- 4面…申告会場と日程／申告書作成に必要なもの／郵送での申告受け付け

市民税・県民税の申告

受付期間 2月1日(月)～3月15日(火) **会場と日程は4面参照**
(土・日曜、祝日を除く) **問 市民税課 ☎225-2010**

税は、私たちの生活を支える大切な財源です。申告には、市への市民税・県民税の申告と、税務署への所得税・復興特別所得税(以下、「所得税」)の確定申告(3面参照)があります。正しく早めに済ませましょう。

申告書の提出

賦課期日(平成28年1月1日)に市内在住の方は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- ③収入が公的年金のみで、支払者から市に年金支払報告書が提出されている方

所得税の確定申告が必要ない方で、給与または年金の源泉徴収票に記載された控除以外に控除がある方は、市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる場合があります。

申告が必要か分からない場合は、2面の「税申告簡易判定表」をご覧ください。

収入がない方

市民税・県民税申告書の「収入がなかった方の記入欄」に記載して提出するだけで簡単に申告できます。次の行政サービスを受けている方は、保険料算定などの資料にもなるため、収入がなくても申告してください。申告がないと「収入がない」ことが把握できず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。

- 申告により算出・決定される主なもの
 - ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料
 - ・高額療養費の自己負担限度額と各種医療証の区分
 - ・国民年金保険料の免除
 - ・障害年金、老齢福祉年金
 - ・私立幼稚園就園奨励費補助金、保育料
 - ・児童手当、就学援助費
 - ・公営住宅入居資格審査 など

公的年金収入がある方

公的年金の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税を納めるための確定申告は不要です(外国の年金収入がある方を除く)。

ただし、医療費や生命保険料、地震保険料、その他の控除があり、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。

確定申告をしない場合でも、65歳未満の方で105万円、65歳以上の方で155万円を超える公的年金の収入があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある
- ②公的年金から特別徴収されている社会保険料以外に、支払った社会保険料がある
- ③生命保険料や地震保険料、医療費などの控除がある
- ④年金支払者に届け出ている扶養親族以外に扶養する親族がいる



遺族年金・障害年金(非課税所得)の収入のみの方は、市で所得を把握できないため市民税・県民税の申告が必要です。また、年金支払者に住民登録地以外の住所を届けている方も市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

申告はお近くの公民館へ

受け付けは2月1日から始まり、2月3日からは15地区の公民館を巡回します。3月9日以降の市役所会場は大変混雑するため、公民館での申告が便利です。会場と日程(4面参照)を確認し、お間違いのないようご来場ください。

申告書の作成には、所得を証明する源泉徴収票や、控除を受けるための各種証明など(4面「申告に必要なもの」参照)が必要です。スムーズに申告するため、必要な書類を早めにそろえましょう。届いていない資料がある場合は、発行機関など(表1参照)にご確認ください。

市民税・県民税申告書は、1月下旬から市民税課、公民館、本厚木・愛甲石田駅連絡所で配布します。

28年度納税通知書の発送時期

市では、提出された市民税・県民税申告書や確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書などに基づいて税額を計算します。

納付書や口座引き落としで納付する方や、年金からの特別徴収(差し引き)で納付する方には、6月中旬に納税通知書兼決定通知書を送付します。

サラリーマンなど給与からの特別徴収で納付する方は、5月下旬～6月に勤務先から税額決定通知書が配付されます。

社会保険料控除に必要な証明(ハガキ)など

(表1)

国民健康保険料	「社会保険料控除額のお知らせ」が1月中旬に郵送されます。	問国保年金課 ☎225-2123
介護保険料	*特別徴収対象者の社会保険料控除額のお知らせは、特別徴収の金額が含まれています。年金支払者から送付される源泉徴収票にも特別徴収分の金額が記載されていますが、申告時に重複しないようご注意ください。	問介護保険課 ☎225-2393
後期高齢者医療保険料		問国保年金課 ☎225-2223
国民年金保険料	「控除証明書」の発送は、納付した時期で異なります。 27年1月1日～9月30日に納付した方は、11月上旬に郵送済みです。10月1日～12月31日にことし初めて納付した方は、28年2月上旬に郵送します。	問ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555 厚木年金事務所 ☎223-7171(代)

平成28年度 市民税・県民税の主な変更点

ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ、ワンストップ特例制度

ふるさと納税（都道府県、市町村または特別区に対する寄付金）に係る特例控除の限度額が、市民税・県民税所得割額の100分の20まで引き上げられました。

ワンストップ特例制度が創設され、寄付する際に寄付先の自治体に特例申請書を提出するこ

とで、確定申告をすることなくふるさと納税分の寄附金控除を受けられようになりました。

特例制度の対象者など詳しくは、市ホームページなどでご確認ください。

住宅借入金等特別控除の延長

住宅借入金等特別控除の適用期限が1年半延長され、平成31年6月30日までの入居者が対象になりました。

控除を初めて受けられる方は、税務署での確定申告が必要です。申告方法や所得税控除額などは、税務署にご確認ください。

給与所得者の特別徴収完全実施を推進

県内の全市町村と県は、給与所得者の利便性向上と安定した税収確保に向け、市民税・県民税の給与からの特別徴収を28年度から完全実施する取り組みを進めています。

市民税・県民税の納付方法

公的年金に係る市民税・県民税の納付方法

65歳以上の方の前年中の公的年金に係る市民税・県民税は、公的年金からの特別徴収（差し引き）で納めます。21年度から始まったこの制度は、年金保険者（日本年金機構など）が本人に代わり市に直接納める制度で、納付方法の選択はできません。

納め方は、27年度から引き続き公的年金から差し引かれる方（表2参照）と、28年度から新たに公的年金から差し引かれる方（表3参照）で異なります。

対象は、次の全てに該当する方です。一つでも該当しない場合は、特別徴収できません。

①28年4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、27年中の公的年金に係る市民税・県民税

の納税義務がある

- ②介護保険料が公的年金から差し引かれている
- ③老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上
- ④差し引かれる市民税・県民税額が老齢基礎年金などの支給年額を超えない
- ⑤28年1月1日以後も市内に住民登録がある

給与・公的年金以外の所得に係る税の納付

市民税・県民税が給与から差し引かれている方は、給与・公的年金以外（28年4月1日現在65歳未満の方は給与以外）の所得に係る所得割額の納税方法を①特別徴収（給与から差し引き）②普通徴収（自分で納付）から選択できます。市民税・県民税申告書の選択欄（表面左下部）の希望する納税方法にチェックしてください。所得税確定申告書の第二表下部にある「住民税

27年度から引き続き特別徴収する場合（表2）

徴収方法	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度2月と同額ずつ			(28年度年税額 - 仮徴収額)の1/3ずつ		

28年度から特別徴収を開始する場合（表3）

徴収方法	個人納付（普通徴収）		公的年金から差し引き（特別徴収）		
徴収月	6月（第1期）	8月（第2期）	10月	12月	2月
納付額	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

に関する事項」にも選択欄があります。

なお、65歳未満の給与所得者が普通徴収を選択しなかった場合、公的年金に係る所得割額は給与に係る所得割額に加算して給与から特別徴収します。

所得税と市民税・県民税の主な違い（分離課税は除く）

区分	所得税	市民税・県民税
課税される所得と時期	その年の所得に対して課税（現年度課税）	前年の所得に対して翌年度に課税（翌年度課税）
税率	7段階（5.105%～45.945%） ※復興特別所得税を含む	均等割
		市民税 3500円 県民税 1800円
納税方法など	給与所得者	1月から12月までの給与とボーナスから差し引かれる（源泉徴収）
	公的年金所得者	支払い月の年金から差し引かれる（源泉徴収）
	その他の所得者	確定申告などにより申告納付
		6月から翌年5月までの給与から差し引かれる（特別徴収）
		表2・3参照
		納付書で年4回（6・8・10・1月の各末日）に分けて納付（普通徴収）

※神奈川県では水源環境の保全・再生に継続的に取り組むため、個人県民税の超過課税を導入しています。県民税の均等割に300円、所得割に0.025%を上乗せしています。

選択申告制の所得を確定申告する場合の注意点

上場株式の譲渡所得や配当所得といった所得税が源泉徴収されている所得の中には、確定申告するかどうか選択できるものがあります。申告した所得は、合計所得金額に含まれます。

このため、確定申告で所得税が還付される場合でも、市民税・県民税の課税や扶養の判定、保険料の算定などに影響する場合がありますため注意が必要です。

◆影響を受ける主な場合

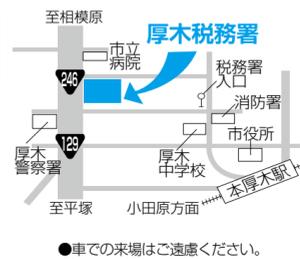
- ・合計所得金額が38万円を超えると税法上の被扶養者ではありません。
- ・市民税・県民税が課税される場合があります。
- ・国民健康保険料や介護保険料が増える場合があります。
- ・後期高齢者医療制度の自己負担割合が1割から3割になる場合があります。

税務署からのお知らせ 所得税の確定申告

厚木税務署に申告書作成会場を開設します。

期間 2月16日(火)～3月15日(火)（土・日曜を除く。2月21日(日)、28日(日)は開設）
時間 9時～17時（受け付けは8時30分から）

固 厚木税務署 ☎221-3261(代) 〒243-8577 水引1-10-7



●車での来場はご遠慮ください。

●所得税の確定申告をする方

◇申告する必要がある主な方

●事業所得・不動産所得などがある方、または不動産を売却した方

平成27年分の所得合計額と所得控除額を基に計算した所得税額から、配当控除を差し引いて残額がある場合

●給与と所得がある方（サラリーマン）で次のいずれかに該当する方

- ①給与収入が2000万円を超える
- ②給与を1カ所からもらい、給与・退職所得以外の所得が20万円を超える
- ③給与を2カ所以上からもらい、年末調整

されなかった給与収入と給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える

④同族会社の役員や親族などで、その会社からの給与の他に、貸付金の利息や不動産の賃貸料、機械・器具の使用料などが支払われた

◇申告により税金が戻る主な方

源泉徴収された所得税が納め過ぎになっていて、次のいずれかに該当する方

- ①給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄附金等特別控除などを受ける

②平成27年中に中途退職して年末調整を受けず、その後他の所得がない

◇公的年金に係る雑所得がある方

公的年金の収入が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告書の提出義務はありません（外国の年金収入がある方を除く）。

ただし、所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。

確定申告をしない場合でも、市民税・県民税の申告が必要な場合があります（1面「公的年金収入がある方」参照）。

休日開署を実施

2月21日、28日の日曜（9時～17時）は、開署して申告書作成の相談と申告を受け付けます。混雑状況によって、受け付けを早めに締め切ることがありますので、ご注意ください。当日は、電話での相談や他の業務は実施しません。

申告書の記載漏れにご注意

確定申告書は、第二表も漏れなく記載しましょう。住民税に関する事項（16歳未満の扶養親族、別居の扶養親族の住所、寄附金税額控除、配当割額控除額など）が漏れていると、市民税・県

民税の控除が適切に受けられない場合があります。事業所得や不動産所得がある方は、事業専従者に関する事項も記載してください。

また、第一表の復興特別所得税欄は、記載漏れが多いため提出前に必ずご確認ください。

扶養親族の収入額の確認を

年末調整で扶養控除されている家族や配偶者などがある場合は、所得が38万円を超えていないか、他の親族と重複して扶養していないかを必ずご確認ください（表4参照）。

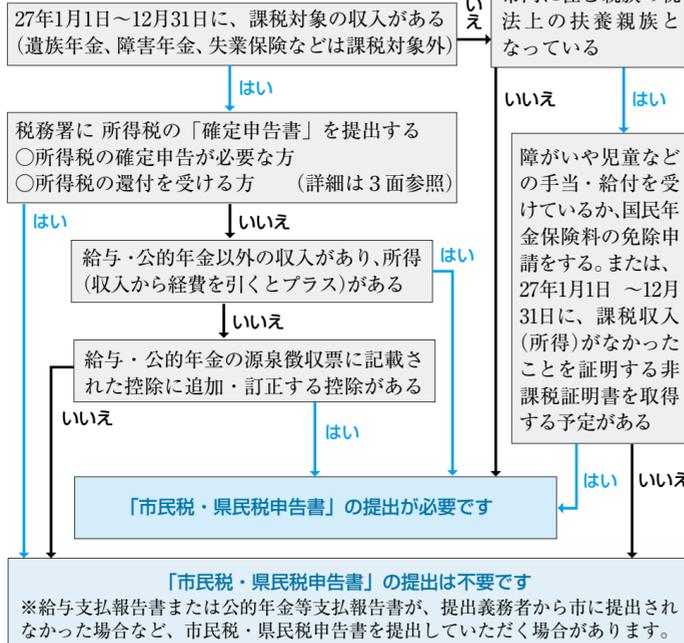
扶養要件を満たしていない場合は、正しく申告し直す必要がありますのでご注意ください。

税申告簡易判定表

「市民税・県民税申告書」の提出が必要か判断できます。

※市民税・県民税（個人住民税）は世帯ではなく個人に課税されますので、それぞれで判定が必要です。

★ここからスタート



※市民税・県民税（個人住民税）の申告書は、1月1日現在に住民登録がある市区町村に提出してください。1月1日の住所が市外の方は、住民登録があった市区町村に確認してください。

国税庁ホームページで確定申告書の作成（検算）ができます

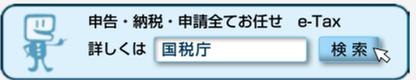
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、贈与税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。また、「電子証明書付の住民基本台帳カード」と「電子証明書を読み取るICカードリーダーライト」をお持ちであればe-Tax（国税電子申告・納税システム）で確定申告ができます。

「確定申告書等作成コーナー」のメリット

●税務署に向く必要がない
作成した申告書などは印刷し、郵送などで税務署に提出することができます。

e-Taxを利用して送信もできます。

- いつでも利用可能
確定申告期間中は、24時間利用可能です。
- 自動計算機能で、計算誤りを防げる
毎年の税制改正に対応した自動計算機能で、計算誤りのない申告書などを作成できます。
- 前年データの利用ができる
作成した申告書などのデータを保存しておくことで、翌年の申告でも利用できます。



参加しよう 無料申告相談

税理士による無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～

■厚木市文化会館

2月3日(水)、4日(木)

9時30分～12時、13時～16時

■愛川町文化会館

1月28日(木)、29日(金)

2月5日(金)、8日(月)

9時30分～12時、13時～16時

「税理士記念日」 確定申告無料相談会

■厚木市文化会館

2月22日(月) 10時～12時、13時～16時

(受け付けは15時まで)

対象は①公的年金受給者で確定申告書を提出する②年金受給者または給与所得者で医療費控除の還付申告書を提出する（年金・給与収入金額が800万円以下）一のいずれかを満たし、譲渡所得（土地、建物、株式、ゴルフ会員権）がない方。主催は東京地方税理士会厚木支部。

平成28年度分 市民税・県民税の申告受け付け 会場と日程

市役所会場は混雑が予想されます。公民館での申告に協力をお願いします。お住まいの地区に関係なく、どの公民館でも申告できます。日程を確認の上、ご来場ください。郵送での申告もご利用ください。

市民税課（本庁舎2階5番窓口）では、所得税の確定申告に関する相談や申告は受けられません。公民館や市役所（本庁舎4階大会議室）の申告会場では、給与所得者や年金所得者の簡易的な申告に限り、確定申告を受け付けています。

- 次の確定申告をする方は、税務署（3面参照）で申告してください。
- ①事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、一時所得、雑所得（公的年金所得を除く）、退職所得などの申告
 - ②所得の合計額が2000万円を超える申告
 - ③雑損控除・住宅借入金等特別控除・外国税額控除・損失の繰越控除の申告
 - ④海外に住む方を扶養親族とする申告
 - ⑤医療費控除の申告で、領収書の返却を希望する場合
 - ⑥27年分以外の申告
 - ⑦準確定申告（亡くなった方や海外に転出する方などの確定申告）

15地区公民館会場

受付時間
2月3日(水)～3月4日(金)
9時～15時

厚木北 2月3日(水) ※車での来場はご遠慮ください。 	厚木南 2月4日(木) ※車での来場はご遠慮ください。 	小 鮎 2月5日(金) 	睦合北 2月8日(月)
睦合南 2月9日(火) ※車での来場はご遠慮ください。 	依知南 2月10日(水) 	睦合西 2月12日(金) 	依知北 2月15日(月)・16日(火)
南毛利 2月17日(水)・18日(木) 	愛 甲 2月22日(月) ※車での来場はご遠慮ください。 	相 川 2月23日(火) 	荻 野 2月24日(水)・25日(木)
玉 川 2月29日(月) 	緑ヶ丘 3月2日(水) ※車での来場はご遠慮ください。 	森の里 3月4日(金) ※車での来場はご遠慮ください。 	

市役所会場

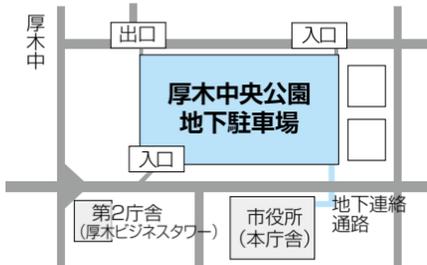
本庁舎4階大会議室
3月9日(水)～15日(火)
受付時間 9時～16時
 〈土・日曜を除く〉

2月1日～3月8日は、市民税・県民税の申告のみ市民税課（本庁舎2階5番窓口）で受け付けます（土・日曜、祝日を除く）。

車でお越しの方は厚木中央公園地下駐車場をご利用ください。

申告での利用は無料です

駐車場整理券を申告会場にお持ちください。



市民税・県民税の申告に必要なもの

◆会場で申告書を作成する場合は、次の書類などをお持ちください。

- 市民税・県民税申告書（市から郵送された方）
- 印鑑
- 所得を証明する書類（添付が必要）
給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書（ない場合は給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳）など収入が確認できる書類
- 控除を証明する書類（添付が必要）
社会保険料（1面表1参照）、生命保険料、地震保険料など各種控除証明書、医療費控除には領収書など支払った金額が確認できる書類

郵送

宛先 〒243-8511 厚木市役所 市民税課 行 ※所在地の記載は省略できます。

ご自身で市民税・県民税申告書を作成できる方は、郵送での申告が便利です。投函する前に記載事項と関係書類を確認してください。申告内容を問い合わせる場合があるため、電話番号を必ず記入してください。申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、所得税確定申告書の送付先は厚木税務署（3面参照）です。

